

(平成21年2月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認函館地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年7月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年7月から62年3月まで

昭和55年9月、A市B町から同市C町の公営住宅に転居した。そのころまではA市D支所もしくは銀行に保険料を納めに出向いていたが、昭和55年7月から同年9月までの分の保険料からはE町会の集金人が来て、訪問集金になった。こちらから集金の依頼はしておらず、A市が委託していたのだと思う。一度だけ集金人に行き会えず、家に出向いたことがあり、記憶をもとに90年度の住宅地図で調べて、昨年暮れに訪ねてみたが、家を取り壊されており、それ以上調べられなかった。そのころの領収書は、一年ごとに破棄したものである。

昭和62年4月から平成8年3月の免除承認通知書は保管してあるが、昭和55年7月から62年3月は免除申請をしておらず、保険料を収めたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、納付組織であるE町会の集金人に保険料を支払ったと主張しているが、A市が当該町会に集金業務を委託したかどうか及び申立人が集金人として主張する人物が集金活動をしていたかどうか確認できない。

また、A市では納付組織への加入は強制ではないため、同市から申立人が転居した旨を通知したり指導したりすることはなく、申立人も集金の依頼をしていないため、E町会では申立人の転居を把握しておらず、集金できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年7月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年7月から62年3月まで

昭和55年9月、A市B町から同市C町の公営住宅に転居した。そのころまではA市D支所もしくは銀行に保険料を納めに出向いていたが、昭和55年7月から同年9月までの分の保険料からはE町会の集金人が来て、訪問集金になった。こちらから集金の依頼はしておらず、A市が委託していたのだと思う。一度だけ集金人に行き会えず、家に出向いたことがあり、記憶をもとに90年度の住宅地図で調べて、昨年暮れに訪ねてみたが、家を取り壊されており、それ以上調べられなかった。そのころの領収書は、一年ごとに破棄したものである。

昭和62年4月から平成8年3月の免除承認通知書は保管してあるが、昭和55年7月から62年3月は免除申請をしておらず、保険料を収めたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、納付組織であるE町会の集金人に保険料を支払ったと主張しているが、A市が当該町会に集金業務を委託したかどうか及び申立人が集金人として主張する人物が集金活動をしていたかどうか確認できない。

また、A市では納付組織への加入は強制ではないため、同市から申立人が転居した旨を通知したり指導したりすることはなく、申立人も集金の依頼をしていないため、E町会では申立人の転居を把握しておらず、集金できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。